

職員採用試験への応募を検討している皆さんへ

「Q & A」により職員の待遇や職務の内容等を紹介します。

Q 1 職員の待遇はどのようになるのですか。

A 健康保険は、協会けんぽ、年金は厚生年金となり、雇用保険・労災保険が適用になります。

有給休暇は年 20 日(初年度は 15 日)です。

給与は、国家公務員の給与表により、初任給は、手当を含めて月額 221,760 円、賞与は年 2 回で約 4 か月分です(給与改定により変更があります。)

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた様々な育児・介護のための両立支援制度を備えています。

Q 2 仕事は、具体的には、どのようなものですか。

A 配属される部署にもよりますが、市長方が集まって会議を開き、議論を行うために必要な資料の作成や庶務的な事務などがあります。

また、国の省庁が開催する審議会や研究会、政党主催の会議に出向いて情報収集を行うとともに、こうした会議に市長が出席して発言するために必要な資料作成などのサポートを行い、会議の様子を文書にまとめて報告します。

さらに、出張して東京以外で開催される会議に出席したり、市役所に赴き、市長に説明を行ったり、現地の視察なども行います。

このほか、市長会の組織を支える総務・経理、市長会の活動を紹介する広報、都市職員のための共済保険、会館の管理等の仕事もあります。

Q 3 国と地方の連絡調整とはどんなことなのですか。

A 全国の都市が仕事を行ううえで、1 都市では解決がつかない課題も多く、各都市の声を聞きながら、提言や意見を取りまとめ、これらを国に提出するなどして問題の解決に資することなど公的業務を行っています。

また、こうした意見を省庁が開催する審議会や政党主催の会議に市長が出席して意見を述べる場合があります。

一方、国の省庁においては、地方に対して新たな事務や負担を義務付ける施策について、全国市長会などにその内容を知らせることが地方自治法に規定されています。このため、各省庁から事前の相談を受けるなど、国の政策について企画立案の段階から係わることになり、これらに対して全国市長会の意見をまとめる仕事が増加しています。

このほか、地方が実施する施策について最新の情報を収集し、各都市に知らせることも重要な役割です。

Q 4 全国市長会職員になるために、専門的な知識は必要ですか。

A 時々の課題に応じて、調査を行っており、新たな問題への対応が必要です。このため、市役所の担当者に話を聞いたり、法令や国の省庁などのホームページを調べ、必要により国の担当者に質問をしたりします。

こうした仕事を通じて、様々な知識や解決に向けた手法を身に付けていきます。あらかじめ専門的な知識を持っている必要はありません。

課題は、多様であり、専門的な知識はもとより、課題解決への柔軟な対応力が求められます。

先輩からのサポートなどを受けて、前向きな姿勢をもって仕事に臨むことが何よりも重要です。

なお、全国市長会は、地方行財政制度について学術的な研究を行う団体ではありません。

Q 5 全国市長会では、保険事業なども行っているのですか。

A 全国の都市の集まりであるというスケールメリットを生かして、都市の損害賠償への備えや都市職員の生活に資する保険事業を行っています。

Q 6 職員への研修には、どのようなものがありますか。

A 研修計画に基づき、計画的に実施しています。基本的には、階層別に研修を行います。この中には、市町村職員に交じって受講する研修が含まれています。こうした機会を通じて、現場の状況を知り、市町村職員に知己を得ることもなります。

また、現在は、立川市と横須賀市に職員を派遣し、実務を通じて研修する機会を設けています。

このほか、全職員を対象に個人情報保護、メンタルヘルス、ハラスメント防止などの研修も実施しています。

初年度は、地方行財政制度等に関する研修、法令研修を受けていただきます。

Q 7 勤務地は、東京とありますが、転勤、出向はありますか。

A 勤務地は、基本的に東京ですが、都市行政の実態を知り、事務を経験することは大変重要であり、現在は、立川市と横須賀市に職員を派遣しています。

また、全国市長会が設立に関係した団体に出向して勤務することもあります。

Q 8 全国市長会の法的根拠は何ですか。

A 全国市長会は、地方自治法第263条の3で市長の全国的連合組織として総務大臣への届出団体となっており、国会・内閣に対する「意見提出権」を持っています。

また、「国と地方の協議の場に関する法律」により、全国市長会は総理大臣が招集する主要大臣と地方団体が協議を行う「協議の場」の一員とされています。

なお、全国市長会は、全国814市区の分担金で運営されています。